

船舶事故調査報告書

平成29年11月15日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成29年6月1日 03時30分ごろ
発生場所	鹿児島県笠利湾（奄美大島） 今井埼灯台から真方位136° 2.0海里付近 （概位 北緯28° 27.1′ 東経129° 38.9′）
事故の概要	漁船パイレーツは、南東進中、浅礁に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成29年7月18日、主管調査官（那覇事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 パイレーツ、4.9トン KG3-35773（漁船登録番号）、株式会社浜島産業 第295-41359号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	船底外板に破口及び擦過傷、推進器翼に曲損等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西北西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期
事故の経過	<p>本船は、船長ほか1人が乗り組み、操業を終えて鹿児島県龍郷町^{たつごう}竜郷漁港に向けて自動操舵により南東進していた。</p> <p>船長は、龍郷町所在の今井埼灯台の北方1km 付近で手動操舵に切り替え、今井埼を通過したら変針するつもりで操舵及び機関の遠隔操縦装置（リモコン）を持って後部甲板に出た。</p> <p>船長は、大型船の往来がない笠利湾内に入ったので安堵し、操舵室後方に設置されたトイレの上の手すりに左手を掛け、立った姿勢で操船に当たっていたところ、居眠りに陥った。</p> <p>船長は、乗り揚げた衝撃で目が覚め、本船が変針予定場所を通過して今井埼南東方沖の浅礁に乗り揚げたことに気づき、知人に連絡して救助を求めた。</p> <p>船長は、5月31日の日出から日没まで操業を行った後、引き続いて単独で操船に当たっており、疲労を感じていた。</p> <p>本船の喫水は、船首約0.3m、船尾約1.5mであった。</p> <p>甲板員は、本事故当時、船室で休息していた。</p>
分析	<p>本船は、船長が居眠りに陥ったことから、変針予定場所を通過し、笠利湾内の浅礁に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、操業等による疲労が蓄積していたこと、及び笠利湾内に入ったことによる安堵感を得て気が緩んだことから、居眠りに陥った可能性があると考えられる。</p>

原因	本事故は、夜間、本船が、南東進中、船長が居眠りに陥ったため、変針予定場所を通過し、笠利湾内の浅礁に乗り揚げたものと考えられる。
-----------	---